国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、平成十八年四月から平成二十六年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条第一項、第九十条第一項及び第九十条の三第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十八年四月に平成二十六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十八年四月に平成二十六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、平成十八年四月から平成二十六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十八年四月に平成二十六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、平成十八年七月から平成二十六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十八年四月に平成二十六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

別表第一

平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一五、〇〇〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一五、〇三〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、一四〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、二三〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、四九〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、二八〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一五、一三〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、一〇〇円

別表第二

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	一一、二四〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一一、二七〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一一、三六〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一一、四二〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一一、六一〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一一、四五〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	一一、三四〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一一、三三〇円

別表第三

平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	七、五〇〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	七、五二〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	七、五七〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	七、六二〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	七、七五〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	七、六四〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	七、五六〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	七、五五〇円

別表第四

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	三、七四〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	三、七五〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	三、七八〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	三、八〇〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	三、八七〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	三、八一〇円
平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	三、七八〇円
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	三、七八〇円

○厚生労働省告示第百七十二号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第五条第二項の規定に基づき、国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に、平成二十三年四月から平成二十六年三月までの各月分に係る法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（平成二十八年四月に平成二十六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。